

第11日目(12月21日)

議長(峠 佳一君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は30名であります。これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

(午前9時30分)

議長 ここで総務部長より発言を求められていますのでこれを許します。

総務部長 大変恐縮でございますが、今議会初日の議案第107号議案で一般会計補正予算の審議の中で、11番議員・関議員の質問を一部保留しておりましたものがございましたのでここでお答えをさせていただきます。

質問の内容は石油高騰について市の影響額はどれくらいかということでしたが、そのことにつきまして計算をしました。計算方法といたしまして18年度の4月から11月分までの石油製品の使用量を洗い出しまして、これに単価差を掛けてはじいたということ。それから12月から来年の3月分につきましては、18年度の使用量に11月の単価差を固定させてはじいたというやり方でやっております。それから企業会計はちょっと財務会計のシステムが違っておりまして大変恐縮でございますが、一般会計と企業会計を除いた特別会計の合算額ということをお願いをしたいと思います。

それから石油製品の内容でございますが、自動車の燃料これはガソリン、軽油。それから建物の冷暖房用の灯油とか重油。それから光熱費のLPガス。これらのものを合わせた額でございます。1,815万円という数字でございます。率にしまして6.83パーセントということになっております。

石油単価の動向につきましては、11月より12月がまた上がったということでございますので、ただいま申し上げた金額よりまた上がってくるのではないかとこう思っておりますが、以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 日程第1、平成19年請願第11号 平成20年度政府予算において、消費税の税率引き上げをおこなわないことをもとめる請願、日程第2、平成19年請願第13号 防災・生活関連整備の地域間格差を無くし、安全安心な公共事業を国の責任で実施することを求める請願、および日程第3、平成19年請願第14号 新テロ特措法案を撤回し、アフガニスタンへの民生支援の強化に関する意見書提出を求める請願の以上3件を一括議題といたします。総務文教委員長・笠原喜一郎君の審査報告を求めます。

笠原総務文教委員長 おはようございます。それでは総務文教委員会の審査報告をさせていただきます。本委員会は、平成19年12月1日に付託された事件を審査いたしました。次のとおり決定をいたしましたので報告をいたします。審査の結果、採択すべきものということで、平成19年請願第13号 防災・生活関連整備の地域間格差を無くし、安全安心な公共事業を国の責任で実施することを求める請願ということであります。

また不採択すべきものということで、平成19年請願第11号 平成20年度政府予算に

において、消費税の税率引き上げをおこなわないことをもとめる請願、同じく平成19年請願第14号 新テロ特措法案を撤回し、アフガニスタンへの民生支援の強化に関する意見書提出を求める請願ということでありました。

若干補足説明をさせていただきます。採択すべきものということでこの第13号につきましては、紹介議員の中沢俊一議員から出席を求めまして説明を伺いました。その後、質疑を行い討論ということで賛成討論が1名ありました。そして採択ということでこの部分につきましては全会一致で採択になっております。

それから不採択とすべきものということで請願第11号につきましては、紹介議員の岩野松議員から説明を伺いました。その後、質疑そして討論ということで反対討論1名、賛成討論1名ということで、その後採決に移りました。賛成者少数ということで結果として不採択ということになっております。

それから請願第14号につきましても紹介議員の岩野議員から説明を伺い、その後質疑そして討論ということでは反対討論が1名あり、その後採決に移らしていただきました。賛成者少数ということで不採択になっております。以上であります。

議長 総務文教委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 平成19年請願第11号 平成20年度政府予算において、消費税の税率引き上げをおこなわないことをもとめる請願に対する討論を行います。まず本請願に賛成者の発言を許します。

岩野 松君 おはようございます。20年度政府予算において消費税の税率引き上げを行わないことを求める請願書でございます。賛成の立場で討論に参加いたします。

これは国の経済財政諮問会議において経済界の役員など民間議員が務める社会保障を賄う財源として消費税率17パーセントの試算を発表しました。その時点でこれを出すということが決められて出されたというふうに提出者から伺いました。

そういうかたちで特に消費税はいまさら言うこともありませんけれども、勤労者やそれから年金生活者、そして収入の低い人たちに非常に大きな負担になる税金でございます。これが引き上げられれば商売も商人というかそういう人たちへも大きな、営業者にも非常に悪化に拍車をかける。特にそれが地場産業だの地域経済の、小さい業者の人たちの分に悪化が大きくなるということが懸念されています。

その必要な財源として言われています福祉やそういうものをかんがみたときに、税金の使い方、それから税金の徴収の仕方などを検討しなればあるというのがこの方たちの考えでもあります。特に消費税が導入される際には、福祉のためというふうに言われましたけれども、この17年間で175兆円の税収を生み出しております。その一方で大企業など企業

税の法人三税の減税が160兆円とも推定されております。そういう意味では税金の取り方を変えることによって、これからも今すぐ消費税を値上げする必要がないのではないかという思いであります。

ぜひ、この議会で賛成していただき、国への意見書を提出するよう、よろしくお願いいたします。以上、賛成討論に参加いたしました。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。

腰越 晃君 おはようございます。平成19年請願第11号 平成20年度政府予算において、消費税の税率引き上げをおこなわないことをもとめる請願、これに反対をする、不採択をする立場で討論をさせていただきます。

まず、この請願のタイトル「平成20年度」。平成20年度におきましては消費税の引き上げ予定はございません。これが1点目。

2点目につきましては、現在のような情勢の中で間接税にその行政財源を頼らざるを得ないという状況があることは、皆さん周知の状況であるというように考えております。そうした中で今、消費税については今後福祉目的税として増額をしていくと、こういったことが自民党税調あるいは民主党においても検討されております。

増税というものは確かに庶民にとっては非常に厳しいものであります。しかし、この少子高齢社会、こうしたものに対応していくためには福祉財源、年金財源、どこにそれを求めるのか。当然長生きをするのが人間の幸福であり、こうしたことが尊ばれる社会でなければなりません。ではどうやってそれを維持していくのか。そうしたことを考えていくとやはり間接税。税に頼らざるを得ないとそういう現状にあることを認めざるを得ない、そのように考えております。

いずれにしても今後の様々な議論を経る中で、やはり弱者にはそれほど厳しくない、やはり強いものに厳しい。こうした逆心性といいいますか、そうしたものを配慮した内容の消費税改正にもって行っていただきたい。また、福祉目的税としてきちんとした税体系にもって行っていただきたい。そうしたことを望んでおります。したがって、今現状におけるこの請願については賛成をすることができません。以上、反対の討論とさせていただきます。

議長 賛成者の討論ありますか。

反対者の討論ありますか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成19年請願第11号 平成20年度政府予算において、消費税の税率引き上げをおこなわないことをもとめる請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって、平成19年請願第11号は不採択とすることに決定いたしました。

議長 平成19年請願第13号 防災・生活関連整備の地域間格差を無くし、安全安心な公共事業を国の責任で実施することを求める請願に対する討論を行います。まず本請願に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成19年請願第13号 防災・生活関連整備の地域間格差を無くし、安全安心な公共事業を国の責任で実施することを求める請願、本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって、平成19年請願第13号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

議長 平成19年請願第14号 新テロ特措法案を撤回し、アフガニスタンへの民生支援の強化に関する意見書提出を求める請願に対する討論を行います。まず、本請願に賛成者の発言を許します。

岩野 松君 新テロ特措法案を撤回し、アフガニスタンへの民生支援の強化に関する意見書提出を求める請願です。この請願事項は、日本国憲法に立ち返り、新テロ特措法案を撤回すること。2つ目はテロを根絶するためにテロを生む根本原因である貧困や飢餓、旱魃をなくし教育を援助するなどアフガニスタンへの民生支援を抜本的に強化することということが請願事項に謳われております。

戦争でテロはなくせないということ、このことをまず認めて欲しいと思っております。アメリカが9月11日の同時多発テロに際して、国連と世界各国に対しこの犯罪行為を糾弾しつつ、テロ根絶のためということで国際的にも国内的にも孤立させ、追いつめて法に基づく裁きをかけることであつたと思っております。しかし、報復戦争を訴えました。それによつてあらたな犠牲者を生み、事態を本当に泥沼に今導いている現状ではないでしょうか。

特にアルカイダがその主犯だといわれております。でもこの戦争の間にネットワークが世界に60カ国にも広がったというふうに報じられています。テロの世界が拡散してアフガニスタンでは米軍などによる無差別攻撃もあります。今年だけでも350人も本当に普通の民間人が犠牲になっていると言われております。そして自爆テロが急増するなど、そういう意味では情勢の深刻な悪循環が起こっております。

今、世界ではアメリカに呼応して軍隊を出したところでも手を引く国が増えております。そういう中で日本は世界に対して貢献するという名目の下でこのテロ特措法などというのを

つくりまして、そして石油支援を行うというかたちで協力をしてきたというふうに私は認識しております。

しかし、この海上自衛隊が石油の支援だけであって、戦争には直接加担していないのだといわれていますけれども、日本の海上自衛隊が出し直接支援している石油に対して、アメリカ側の報道からもアラビア海でのいおうじまがそのましゅうという日本からの給油を受けたこと、そしてそれがいおうじまが飛び立ってハリアーというアフガニスタン空爆のために使われたということを認めております。

また市民団体ピースデポが入手したやはりこれもアメリカの海軍、航空海士の日誌によりますとイラク戦争が始まる23日前の3年の2月25日に海上自衛隊の補給艦ときわが米国の給油船ペコスを紹介してキティーホークそしてカウペンスに給油を行い、それがイラク戦争に使われ参加したというふうに報じております。

そういう意味で日本は、戦争には加担しない給油なのだと言っておりますけれども、実際には必ずしもそうでなくて、アメリカでさえもこういう報告をしているように、イラク作戦への転用ではないということはないと私は思っております。

今、日本がなすべきことは、アメリカ軍の報復戦争を支援する憲法違反の活動はどんなかたちであれ中止すること。そしてインド洋からは現在は撤退していますけれども撤退させること。それからテロ根絶の方法としては報復戦争から国連中心にした警察と司法による解決、政治的解決を中心とした道に切り替えるための外交努力をすること。そして3つ目は貧困と飢餓をなくして干ばつ対策を行い教育の改善を図るなど、民生援助を抜本的に強化し、積極的にやる。テロが生まれる根源をなくすこと。これが日本国憲法に即した日本人の果たすべき外国での役割だと確信しております。皆さんの大勢の賛成をお願いいたします。賛成討論にそういう意味で参加いたしました。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。

遠山 力君 私はこの新テロ特措法案を撤回し、アフガニスタンへの民生支援の強化に関する意見書提出を求める請願というこれに反対の立場でもって討論に参加させていただきます。

私は基本的には戦争支援ではないと考えております。18日の参議院の外交防衛委員会で、あの自衛隊のひげの隊長、佐藤正久さんが質疑の中で言うておりました。今のような誤解がいっぱいあるので、全国を私は行脚して回っているのだと。その中できちんと説明するとおおよその方はわかっていただけるのだと。「ああ、そうなのか」というふうに言うていただけるのだというふうに話しておりました。実際にその現場でもって活動した人の話というものはやはり説得力があると思います。

テロの活動は世界の脅威であります。テロ撲滅は世界の願いであります。ですが、それを自分の国のことにかまけて、あるいはなかなかできない国が沢山あります。その中で国力があったり、あるいは義の心があったりしてテロ撲滅に力を入れている、その国はやはり必要だと私は思うのです。そしてその中で「いちぬけた」などということがありますと一緒に戦

っている仲間が少なからず失望するわけであります。そしてテロ集団は力を増すことでしょう。

私はこの新テロ措置法案が一日でも早く成立することを望んでおります。民主党が今年中に対案を出すということで議論が進むことを期待しております。ですから私はこの請願には反対いたします。大勢の皆様のご賛同をお願いします。

ここで私のことになりませけれども、私はかの冷戦真ただ中のころ、自衛隊で飛行場勤務をしておりました。ご存知のように飛行場というのは戦争が始まれば一番先にたたかれます。「お前たちはそこにいるのだぞ」と言われましたけれども、私はこの任務を何の迷いもなく務めました。それですので、この11月22日に帰還した自衛隊の支援隊の方々、これをテレビで見たのですけれども、家族と抱き合って喜ぶ方、それから任務途中で引き上げるのを悔し涙を流している方、そういう方の気持ちが非常にわかるのであります。以上であります。

議長 賛成者の討論ありますか。
反対者の討論ありますか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成19年請願第14号 新テロ特措法案を撤回し、アフガニスタンへの民生支援の強化に関する意見書提出を求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって、平成19年請願第14号は不採択とすることに決定いたしました。

議長 日程第4、平成19年請願第12号 米価の安定対策を求める請願を議題といたします。産業建設委員長・樋口和人君の審査報告を求めます。

樋口産業建設委員長 おはようございます。それでは産業建設委員会に付託されました事件についての報告をさせていただきます。本委員会では平成19年12月11日に付託されましたこの事件を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので報告をいたします。

審査の内容ですけれども、紹介議員の笛木信治議員から出席をいただいた中で審査をさせていただきました。その結果、不採択とすべきものとして平成19年請願第12号 米価の安定対策を求める請願については、不採択ということで決しましたのでご報告いたします。

議長 産業建設委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず、本請願に賛成者の発言を許します。

笹木信治君 米価の安定対策を求める請願について、原案に賛成の立場で討論をするものであります。本請願では政府の米価対策これが米価安定の方向でないということを指摘しております。まず、十分な備蓄米の購入を行っていない、あるいは古米の安値売り、スーパーや大手の外食産業の買い叩きを許しているということがありまして、米の価格が破壊されてきているという実態があるわけでありまして、こうしたことをやはり是正してきちんと米価を安定させる、このことが何よりも今、日本農業にとって大事ではないかということでありまして。

請願項目で4項目ほど上げてあります。まずこの余剰米の買い上げについても生産コストこれは今の農林省の試算、60キロ当たり1万6,000円というのは不当に安い労賃で積算されておまして不十分ではあります、それすらも下回っているということでありまして。

またアクセス米これを毎年77万トンも買い入れてありますが、これをやめる。しかもそのアクセス米、閣議了解によってこれを食用に回さないということを約束しておりますが、今年は10万トンもこれをSBS米に回しているという実態があるわけでありまして。

まさに政府が米価安定のための本当に気持ちがあるのかと疑いたくなるわけでありまして。言うまでもなく日本農業の将来、これは米価の安定にあるといっても過言ではないと私は思うのであります。40パーセントを切った食料自給率その低い自給率も米の生産によって支えられているというものであります、ここを今、政府は自らの手で破壊しようとしています。

今、全国に7,800の崩壊の危険性がある集落があるといわれております。3日にいっぺん集落がひとつ消えているといわれておりますが、米価がこのまま下落を続ければ、これらの集落の一層の破壊が加速されることは間違いありません。私はこうした亡国農政をやめて本当に日本農業を守る立場から、米価の下支えによる米価の安定をやるべきであると考えておりますので、この請願に賛成をするものであります。以上をもって賛成討論といたします。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成19年請願第12号 米価の安定対策を求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって、平成19年請願第12号は不採択とすることに決定いたしました。

議長 日程第5、平成19年請願第10号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願及び、日程第6、平成19年陳情第3号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情の以上2件を一括議題といたします。社会厚生委員長・牛木芳雄君の審査報告を求めます。

牛木社会厚生委員長 社会厚生委員会の審査報告を申し上げます。本委員会は平成19年12月11日に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定しましたので報告をいたします。

審査の結果、平成19年陳情第3号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情であります。各会派の意向をそれぞれ述べていただきました。その後、討論なし、採決の結果全会一致で採択すべきものと決しました。

平成19年請願第10号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願であります。これにつきましては紹介議員が当委員会におられましたので笛木議員から紹介議員としての説明をいただきました。若干質疑がありました。討論なしであります。採決の結果、賛成少数で不採択と決したところであります。以上であります。

議長 社会厚生委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 平成19年請願第10号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願に対する討論を行います。まず本請願の賛成者の発言を許します。

笛木信治君 請願第10号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願、本請願に社会厚生委員会では不採択とした委員長報告に反対し、原案に賛成の立場で討論をするものであります。

このあと意見書の発議がありませんので少し時間をいただいて説明をさせていただきます。後期高齢者この医療費制度はご承知のように75歳以上を対象にした医療制度であります。これは日本の医療制度、国民健康保険、社会保険、家族全体を網羅した日本が世界に誇る国民皆保険制度であります。この根幹を崩すものであります。75歳以上のお年寄りを切り離して新たに保険料を徴収するというものであります。

その医療費の1割を保険料とするということですが、これは介護保険制度と同じ仕組みであります。ねらいは介護保険制度は保険料を年金から天引きすることによって収納率が非常にいいと、滞納がないということであります。これに味をしめてこうした制度を創設するのだと私は思うわけですが。

介護保険制度は3年にいっぺんの料金の改定であります。この後期医療制度では2年に1回の料金改定であります。これはお年寄りの数が増えて医療費が増大することを見込んであるわけであります。今、新潟では平均値で年間6万3,000円といわれておりますが、こ

れが10年、15年後には倍になるという試算も厚生労働省ではしております。ことごと然様にまさにお年寄りいじめの医療制度であります。

内容についてちょっとふれてみますと、問題は今、厚生省で議論されている診療の中身であります。今、私たちがお医者さんにかかりますとそれぞれ診療が何点、何点と積算されていくらというふうになるわけですが、このお年寄り医療の場合はセットで決められる。この診療がいくら、この診療がいくらというふうなことで、それからみ出た部分は保険を適用しないというようなことが検討されております。まさに医療の分野での差別であります。こうしたことが今、議論されておりますが、私はこれは平成の姥捨て山だと思うわけでありませう。

ちょっと古い話になりますが、岩手県の沢内村は全国的に有名であります。今これは合併でなくなりました。この村は1961年日本で初めてお年寄りの医療費を無料にしたのです。当時は大変な議論をよびました。そんなことをしたら保険会計がパンクしてしまうと。様々な議論があったわけですが、逆に好転するのです。1981年この沢内村のお年寄りの医療費一人当たり18万6,000円です。その時、全国平均は37万8,000円ですから半分以上に改善することができた。これは無料化することによって初期医療が盛んになったと。あるいは健診に取り組んだということもありまじょうが、こういうふうな効果が出たということが報告されて話題になったわけでありませう。

この村のその時の村長さんは深沢さんというのですけれども、亡くなりまじょうが、この方のことばに「お年寄りが大切にされない政治というものは民主主義ではない」というものがあります。まさに同感であります。私は国政であろうと地方政治であろうと、お年寄りやことも大切にされない政治というものは、やはり真の民主主義とはいえないというふうな考えております。

そうは言っても今は国の財政をどう見ているのだという意見ももちろんあります。555兆円以上という莫大な財政赤字があるわけですが、私ども一般庶民からしますと、だからどうなのだという思いがあります。この財政赤字の中身を見ても来年度の今の政府の新予算でもわかりますが、まだ改めていないのですね。公共事業は大幅に増額しています。社会保障は全般に圧縮されています。この仕組みはまだ直っていない。

やはり大型公共事業、むだな公共事業を進めてきたということが財政赤字の大きな原因であります。しかもバブル以降の大企業、企業の税金、160兆円もこれを減税しているわけですから。国防費にしてもそうです。北海道へ50トンもある戦車を、毎年、毎年何百台と発注しておりますが、あんな戦車はだれも使っていないし目的もないですね。だけれどもそういうこともやっている。

しかももう一つは、言わせてもらえれば、今、国会で埋蔵金とか何とか言われておりますが、独立行政法人が何百とあるそうです。本家がおかゆを食べているのに分家ではすき焼きを食べているなどと言われておりますが、ここでも膨大なむだ遣いがあるわけですね。

こうしたことが今の財政赤字の大きな原因になっている。そこにきちんとしたメスを入れ

ることなしに、医療費の抑制であるとか、あるいは自立支援法がみるように福祉の切捨て、こういうことをやっているわけであります。しかも今また福祉の目的のために消費税の増税というようなことも言われている。とんでもないことでもあります。

私はこうした自公政治というものは、まさに義も愛もない民主主義の臭いの薄い政治だと指摘しなければならないと思います。こうしたことを考えてみますと、この請願が求めている中止・撤回。これは政府が来年4月さすがに国民の声を無視できなくて保険料の天引きを6カ月延長するというようなことを言うておりますが、繰り延べ延長というようなことではなく中止・撤回が適当であるというふうに考えますので、この請願に賛成するものであります。以上。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。

阿部久夫君 請願第10号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願について反対する立場から討論をさせていただきます。

この高齢者医療制度でございますが、75歳以上の今まで払う高齢者の皆さんが少なかったのをできるだけ平均にいただいて、平等に国民年金のほうと一緒にするといったのが一番のねらいだと思っております。やはりこれからは高齢者の方はどんどん増えてきています。今まで国民年金に納めていた方とまた社会厚生年金に納めていた、こういったことについても相当の開きが納める医療の制度にありました。それを一律にある程度は平等にやっとうと。

私はやはりこれからはどんどん増えていく中で、医療を納める方はできるだけ対等にさせていただくと。それが私はいちばん理想であり、これからの国の医療費制度に向かっていっばんやらなければならない必要なことだと思っております。そういったことを考えますと私はこの請願については、きちんとした反対をしていくというかたちで反対させていただきます。簡単であります但よろしくお願いたします。

議長 賛成者の討論ありますか。

反対者の討論ありますか。

寺口友彦君 私は本請願に対して反対の立場で討論いたしますが、基本的な思いは賛成議員と同じであります。しかしながら、高齢化社会の中で医療を含めて抜本的なその見直しと申しますか、それは国政の立場でやっていただかなければならない。本請願では中止・撤回という1点であります。先ほど笹木議員がおっしゃったように生活弱者に配慮したかたちでの医療制度が必要であると私は思っております。そういう面で中止・撤回ではなくて抜本の見直しというところを国政の立場で議論をしていただく。そういう思いで反対するものであります。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成19年請願第1

0号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって、平成19年請願第10号は不採択とすることに決定いたしました。

議長 平成19年陳情第3号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情に対する討論を行います。まず本陳情に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成19年陳情第3号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情、本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって、平成19年陳情第3号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

議長 日程第7、第113号議案 市道の認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

建設部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第113号議案 市道の認定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第113号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第8、第114号議案から日程第10、第116号議案までの南魚沼

市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを一括議題といたします。3件について提案理由の説明を求めます。

市長（提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本3件は人事案件でありますので討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

議長 順番に採決いたします。第114号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって、第114号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 次に第115号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって、第115号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 次に第116号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって、第116号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第11、第117号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長（提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

議長 採決いたします。第117号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって、第117号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第12、報告第10号 魚沼地域基幹病院設置推進特別委員の辞任及び選任についてを行います。魚沼地域基幹病院設置推進特別委員の辞任及び選任についてはお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第13、発議第19号 南魚沼市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

角谷英一君 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第19号 南魚沼市議会会議規則の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第19号は原案のとおり可決されました。

(「休憩動議」の声あり)

議長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は10時50分といたします。

(午前10時33分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

議長 日程第14、発議第20号 平成20年度政府予算において、消費税の税率引き上げをおこなわないことをもとめる意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

岩野 松君 （説明を行う。）

議 長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

賛成、反対どちらですか。

佐藤 剛君 賛成の立場です。

発議第20号 平成20年度政府予算において、消費税の税率引き上げをおこなわないこととをまとめる意見書の提出についてということで、賛成者として名前を連ねましたので、賛成の立場で発言をさせていただきたいというふうに思います。

20年度予算というところ、あまり深い意味はないというようなことで、実は私もちょっとがっかりしたのですけれども。この部分、私が思うに11月に税制調査会がありましてその中で、皆さんも多分ご覧になっていると思うのですけれども、抜本的な税制改革に向けた基本的な考え方という中で、社会保障の安定的な財源として消費税増額が必要だというような内容が示されています。同じく11月には財政制度等審議会の中で平成20年度予算の編成等に関する建議という中でも、財政健全化に向けて歳入面では早急に消費税を含む税制改革が取り組みが必要なのだというような内容が示されておりまして。そういうところを受けて請願者は、20年度もしくはこの20年度前後といいますか後になるわけですけれども、ということでは消費税は導入してほしくないというような気持ちがあったわけだと思います。けして20年度はあまり深い意味がないということではないというふうに私は思います。

しかしながら最近の状況を見れば、昨日財務省案も提示になりまして、来年度は消費税増税というのはないという見方が現実かというふうに思いますけれども、消費税の増税という動きが加速しているというところは現実実際であります。また、衆議院の解散総選挙ということになれば、今、提案者が言われましたようにどうなるかまだわからないという中で、私はこの消費税関係、今回は賛成の立場をとらせていただくというようなことで発言をいたします。

消費税、皆さんご承知のように1989年4月に高齢者社会の福祉のためということで始まりました。消費税は低所得者も高所得者も同率であるというところで、低所得者ほど相対的に負担が大きくなる、先ほどの発言もありましたけれども、逆心性があることは皆さんご理解いただいているということだと思います。このことは先ほどちょっと触れましたけれど

も、税制調査会の抜本的税制改革に向けた基本的考え方の中でも、そのことを意識して消費税とはこうあるべきだと、だから消費税が増額して社会保障を支えるのだということが書いてあります。ちょっと読んでみますと、持続可能な社会保障制度にするために一定規模の社会保障、財政需用をまかなえるものが必要なのだ。経済の動向や人口の変動変化に左右されないものがほしい。そして現代社会の国民に広く公平に負担が分かち合うような、通じて世代間の不公平の是正を資するのにも重要である。消費税はこれらの要請にこたえる。というようになっています。もうちょっとわかりやすく言えば、税制調査会も消費税は取りっぱぐれがない。そして安定して低所得者からも金持ちからも同率でもらえるから公平だと。そして今まで頑張ってきた老人からも、生活保護を受けている方も同じく取れるから平等だと、だから消費税増税で社会保障を支える必要があるのだ、と言っているのだというふうに私は思いました。

このこと事態、私は問題だと思しますので基本的には消費税は反対なのです。けれども、そうかといって先ほどお話ありましたが、毎年の新規の国債の発行額が来年度は25兆円だそうです。25兆円、30兆円を超える中でこの借金財政をどうするんだ、財政赤字をどうするのだ、また少子高齢化の中で生活保護、障害者支援も含めて将来の社会保障をどうするのだということになれば、いつか正面から消費税の引き上げも考えなければならないときが来るかもしれない。私は個人的にはそういうふうに思っています。

ではしかし、それはそのときの社会情勢とか、財政運営の内容によるものだということふうに考えています。今がそのときではないかというようなことを言うかもしれませんけれども、今、企業はかつてないほどの好景気といわれています。一般消費者はそれにはなかなかそういうことがあらわれていない。反対に、では企業の法人税はどうかといえば、意見書の中で示されているとおりだと私は思います。

一方、年金問題に代表される政治への不満は高まっているわけです。そして消費税増税の前に現行の社会保障制度の効率化による支出の切り詰め、そして年金制度改革など国民に安心の提供を示さなければ、社会保障制度の安定財源のために消費税を増税するのだということでは、今の段階、国民は納得しないというふうに思います。

したがって20年度予算とありますけれども、その20年度予算に具体的に消費税が引き上げになるかどうかわかりませんが、先ほど言いましたように増税の動きが加速していることは事実なわけです。こういう状態の中では消費税の引き上げにはなかなか私も含めて国民は納得できないだろう、というような立場で討論に参加させていただきました。皆さんの賛同をお願いしたいと思います。

議長 反対者の討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第20号 平成20年度政府予算において、消費税の税率引き上げをおこなわないことをもとめる意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「反対」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって発議第20号は否決されました。

議長 日程第15、発議第21号 米価の安定対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会議務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

笛木信治君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたします。提出者の笛木さんと私も気持的には全く同じであります。ただ、この請願項目の4番にこういうふうに書いてあります。生産調整目標を達成しない都道府県や地域についてはペナルティをかける、このことの復活をやめることというふうにあるわけであります。このことは私も気持的にはそうであります。

しかし、南魚沼市は100パーセント生産調整を達成しているわけですが、しかし、全国を見れば33の府県が未達であります。そのことによって34万トンもの過剰米が発生をし、そしてそのことが需給環境を崩して今回の低米価というふうになっているということを考えれば、この南魚沼市は100パーセントしていますけれども、そういう地域によって影響を受けていることもまた事実であります。

そういうことを考えれば、本来ならば好ましいことではないかもしれませんが、そういうペナルティという言い方はあれですが、そういう部分も私は強化せざるを得ないというふうに思っていますけれども、お聞きをいたします。

笛木信治君 この意見書の中でも言うように、本意見書は生産調整そのものを否定しているわけではありません。生産調整が米価安定のために寄与しているということは認めているわけですが、従来はこの生産調整施行段階で様々なペナルティが課せられてきております。これがその地方、地方の農政を進める上で大きな障害になっているということは事実であります。

こうしたペナルティはやめる方向がもちろん重要であります。生産調整を実施するにあたっては、生産調整する農家もしない農家も、やはりそれなりに納得し得る条件がなくてはならないというふうに考えております。

この4項の条項では生産調整は否定していないが、ペナルティの復活には疑義があるということの趣旨があるのだと私は思います。そのところをおくみいただきたいと思うわけで

あります。以上ですが不十分でしょうか。

議長 ほかには質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

賛成者の発言ありますか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第21号 米価の安定対策を求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

反対の声がありますので起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって発議第21号は否決されました。

議長 日程第16、発議第22号 防災・生活関連整備の地域間格差を無くし、安全安心な公共事業を国の責任で実施することを求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

笠原喜一郎君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成者。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第22号 防災・生活関連整備の地域間格差を無くし、安全安心な公共事業を国の責任で実施することを求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第22号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17、発議第23号 新テロ特措法案を撤回し、アフガニスタンへの民生支援の強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

岩野 松君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。賛成者の発言を許します。

寺口友彦君 私はこの発議に対して賛成の立場で討論をするものであります。先ほどの請願審査の中で、遠山議員の方から、現場で働く自衛隊員の方々はそれこそ死をかけて頑張っているのだと、そういう方々に対する思いは全く同じであります。

しかしながら、最近の防衛省関連の不祥事を見れば、シビリアンコントロールというものが本来の意味を失っている。本来文民統制というのは制服組も含め、背広組も含め、文民統制の支配下におかれるものであります。ところが背広組が制服組を支配するのだと、そういうような誤解を受けている。

このような中で自衛隊の海外活動をされれば、派遣された自衛隊の方々は非常に苦しい思いをした中で活動せざるを得ない。こういうものを含めて考えれば、この新テロ特措法案は国政の立場でも民主党が反対をしているように、やはりその部分を含めた議論を国政の立場で徹底していただきたい。

特にアフガニスタンについて言えば、ボランティアで活動なさっているお医者さんの話がよく出ますけれども、やはりその生活をどうするかということがいちばん大事である、ということは言われているわけです。その部分も含めて国政の場できちんと私は議論をしてやるべきものであるという意味で、この意見書に賛成するものであります。

議長 反対者の討論ありますか。

賛成者の討論はありますか。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第23号 新テロ特措法案を撤回し、アフガニスタンへの民生支援の強化を求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「反対」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって発議第23号は否決されました。

議長 日程第18、発議第24号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

牛木芳雄君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第24号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第24号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19、発議第25号 所得税の10%定率減税の復活を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

寺口友彦君 （説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第25号 所得税の10%定率減税の復活を求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数。よって発議第25号は否決されました。

議長 日程第20、発議第26号 米作農業の「農業所得確保政策」の実施を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 （朗読を行う。）

議長 本案について提出者の説明を求めます。

阿部久夫君 （説明を行う。）

議長 提出者をお願いをいたします。議案の朗読はしないことを原則としております。今後気をつけるようお願いをいたします。

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

賛成者の討論はいかがですか。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第26号 米作農業の「農業所得確保政策」の実施を求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第26号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第21、発議第27号 道路整備財源の制度堅持に関する意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

樋口和人君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

岩野 松君 ここには書いていないこととお聞きしたいのですけれども。道路特定財源の今現在、税収としてどれくらい今年度見込めるのかということと、中央と地方で使える財源はどのような割合かというのをお聞かせください。

樋口和人君 今年ですかね、国・地方あわせて大体5兆6,000億円となっております。道路特定財源といわれるものですが、約5兆6,000億円ということです。

税の割り振りといいますか、使い道というより入ってくるということですが、国の方では揮発油税、石油ガス税、自動車重量税ということで3兆4,000億円。それから地方の方では地方道路譲与税などで2兆2,000億円ぐらいということになっております。

議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

岩野 松君 道路特定財源の制度堅持に関する意見書の反対の立場で討論に参加いたします。今お聞きしましたように、年間約5.6兆円入るといって税金で非常に大きな額であります。この道路特定財源は皆さんご存知のようにこの出身の田中角栄前首相が創設したというふうにいわれております。しかし、当時では国道も県道もそれからいわゆる道もあわせて舗装率が5パーセントだったそうです。それが今、舗装率97パーセントにまで達しております。それを目的として始められたというふう聞いております。

だから、道路特定財源は「道路をつくるため」が限定されております。今、私が反対討論に立つといたら、道路はいらぬのかという野次も聞こえましたが、道路がいらぬとは思っておりませんが、建設費の予算の中でこれを一般財源としてまかなえば、やはり

私どもはそういう形でやっていくのが、いろいろ委員会やそういう審議も経た上で使えるというふうになります。

この特定財源は例えば今、つくる道がなくなるとまた新しい道をつくる、そういうむだ遣いの温床にもなっているのではないかというふうに思います。これを最近言ったのは小泉前首相であります。私は三位一体改革に対しては非常に反対をしておりますけれども、このことに関しては小泉さんいいこと言うなというふうに思いました。

そして今、私の手元にある資料の中では、前の政府税調会長であった石弘光さんというのですか、他の先進国でも全部一般財源化しているというふうに述べております。そういう意味では道路に特定した税金を流し込む制度をやめて、一般財源化することに私は賛成ですので、この堅持することに反対の立場で討論に参加いたしました。よろしくお願いたします。

若井達男君 本案件につきまして賛成の立場で討論させていただきます。先ほど産建の委員長樋口議員が数字等は申されましたが、私はこの問題は本来であれば、税ということで総文が取り扱うべき案件というふうに考えておったわけです。やはり今度は税という立場ではなくて、使う側という立場でいかに委員長を始め、またこの賛成者の名前を見ますと産建の委員の皆さんが名前を重ねている。いかに必要かということと、やはりこの措置法を継続という強い意思のあらわれだというふうに私は受け止めております。

今ほど年間に対して税込5兆6,000億円、そのうち揮発油税が大体2分の1、2兆8,000億円。これらが年間に対しての元にはなっております。そして新聞の報道等によりますと、この措置法が切れたまま放っておいたときどういうふうになるか。新潟県において県及び市町村で262億円の差が出る。そうしたときに果たして地方の道路の整備は進むのでしょうか。

道路はできた、十分になったということがどこでいえるのでしょうか。今、町中をひとつ見ても、環境空間整備ということで道路の財源を使わなくてはならない。その後、前を見たときどうですか。歩道・車道の整備はできておりますか。緊急車、そういった道路がすべて南魚沼だけをとったときに入っていますか。入れないところがまだまだたくさんありますよ。

そして揮発油税のもとを見たときに、これは24円30銭が確かに本税です。そこが措置されて倍になって48円60銭。そして地方道路税が、本税が4.4円のところが5.2円になってあわせて53円80銭というのが組まれて、それで先ほど申し上げました2兆8,000億円といわれている。しからばこの税金は誰が払っているのですか。これは国民が払っているのは間違いありません。しかし、この国民のうちどこが払っているのですか。これは地方が払っているのです。

一つの例があります。東京都の中野区の一車帯の車の所有保有数、そしてあわせて新潟県の聖籠町の車の保有数。それらに対してどれだけの税金の差が出てきておるか。中野区につきましては保有台数は一車帯0.31台、年間走行距離1,940キロメートル。聖籠町はどうですか。2.29台保有しているのです。これは私たちのところでもやはり同じ、もしくは

それ以上保有しているかもしれないのです。そして年間走行距離は2.29万台で1万3,314キロ走っている。

このときじゃあ今、私が申し上げた48円60銭、5円20銭で、53円80銭で換算したときいくらになりますか。これは揮発油税だけで聖籠町では、11年使った車ですけれども、年間1台あたり7万6,707円かかっているのです。揮発油税だけで7万7,000円。それに先ほど委員長の報告がありました自動車重量税、取得税、これらあわせたときに4万7,926円なのです。合計すると12万4,600円かかっている。

では、戻って東京の中野区の一帯どうですか。これは揮発油税、自動車重量税、取得税あわせて2万円なのです。6倍の開きがあるのです。ただこれだけではまだないのです。そのほかこれは地方税、自動車税があります。消費税はみな同じですけれども、これらは中野区の一帯あたりの0.31台に対して1万4,061円。聖籠町が9万2,380円、これだけかかっているのです。

その税金を余ったからといって一般財源化にしようとは何事ですか。これは余ってはいないのです。余ったという言葉はどこから出てきているかといえば、これは本州四国連絡橋公団の返済が06年、去年で終わったその余剰金が5,000億円から6,000億円出ているのです。それを本来であれば今度はそれぞれ地方の道路整備改良にまわさなくてはならない。その部分を1,800億円だけを、全部一般会計にまわしたら皆さんが賑やかになる。目的税ででは環境に使おうと。環境は環境の場面できちんと税制をシフトすればいいのです。

私たちのところは道路整備はまだ済んでいないのです。一生懸命やらなくてはならないのです、先ほど申し上げましたように。皆さんの住民の要望もあるではないですか。「あこへ歩道をつくってくれ」市長に私も何回も言いました。「いいや、銭がなくてだめだ」「あの道路を広げてくれ」「いいや銭がなくてだめだ」。それこそこの262億円がなくなったときにどういう進み方をしますか。そこをひとつ皆さん考えてください。

そういうことで私はこの措置法は断固として継続すべきということで賛成討論にかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長 反対者の討論ありますか。

笹木信治君 道路特定財源のこの意見書について反対の立場から討論をするものであります。皆さんの議論を聞いていると、昨日来からの市長の一般質問での答弁でもありましたが、これがもしなくなれば5億円からの道路財源がなくなると。答申において。今、また若井議員は200億円からの道路財源がなくなるというような話。これは言葉のあやなのですね。道路特定財源を一般財源にするから道路財源がなくなるわけではないのです。一般財源で入っているわけですから。

しかも国は地方に向けての道路整備は焦眉な問題であるので、今までどおりの分は地方へ向けて、道路財源は今までの分を下ろしますとっているわけでは、なくなるということではない、変わるだけなのです。

問題は、若井議員も言われたように特定道路財源としておくと、やはり様々なむだ遣い、

不要不急の道路などがあるのです。そうした不要不急のむだ遣いをなくするためには一般財源に入れて、必要な部分は今まで以上に地方へまわしてもらおう。当たり前のことです。そのところが勘違いされていると私は思いますので、一言申し上げようと思って出てきました。以上です。

議長 賛成者の討論ありますか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第27号 道路整備財源の制度堅持に関する意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって発議第27号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第22、議員の派遣についてを議題といたします。

議長 お諮りいたします。会議規則第159条の規定により、お手元に配りました内容で議員を派遣することに決定したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、お手元に配りました内容で議員派遣することを決定いたしました。

議長 日程第23、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所掌事務について、それぞれ会議規則第104条の規定によってお手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

議長 お諮りいたします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長 以上で本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。これをもって平成19年12月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。

最後ですので起立をお願いいたします。どうも大変長い間ご苦労さまでした。

(午前12時00分)